

令和4年度第1回旭市子ども・子育て会議

旭市子ども・子育て会議の概要

令和5年1月31日
旭市子育て支援課

1 旭市子ども・子育て会議とは？

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)第72条第1項

※市町村における合議制の機関(地方版子ども子育て会議)設置の努力義務

「旭市子ども・子育て会議条例」(平成25年旭市条例第32号)

⇒「旭市子ども・子育て会議」を設置

【子ども・子育て支援法第72条】(抜粋)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下省略)

2 所掌事務

次に掲げる事項について審査し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 認定こども園・幼稚園・保育所の確認を行う際の利用定員の設定に関する事
- (2) 地域型保育事業の確認を行う際の利用定員の設定に関する事
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事

3 主な審議事項

- (1) 利用定員設定(確認)に関する事
(認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業)
- (2) 子ども・子育て支援事業計画(ニーズ調査含む)に関する事
- (3) その他、制度の施行に関する事

4 今後の審議スケジュール(予定)

時 期	主な審議事項(予定)
令和5年度 第1回 (8～9月予定)	「事業計画進捗状況について」等 「ニーズ調査の実施について」等
第2回 (12月予定)	「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」 「ニーズ調査の結果報告について」等
令和6年度 第1回 (8～9月予定)	「事業計画の基本理念、任意記載事項について」等 「事業計画(素案)について」等
第2回 (12月予定)	「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」 「事業計画(案)について」等

※本表の開催時期・回数等は、今後の国の動向(指針)等に応じて検討していくため、あくまでも参考としてください。